

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都北区岩淵町39番28号

氏 名 三伸運輸株式会社

代表取締役 高橋雄太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和5年12月16日

許可の有効期限 令和10年12月15日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉱さい、⑮がれき類、⑯ばいじん（以上16種類）

※②については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑬については、石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑮については、石棉含有産業廃棄物を含む。

複製厳禁

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成15年12月16日	新規許可
平成20年12月16日	更新許可
平成22年 6月15日	変更許可
平成25年12月16日	更新許可
平成28年 5月31日	変更許可
平成30年12月16日	更新許可
令和 5年12月16日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

複製厳禁